

監査報告書

令和4年5月25日

学校法人嘉悦学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人嘉悦学園

監事 齊藤 順一

監事 藤川 裕子

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人嘉悦学園寄附行為第11条の規定に基づき、学校法人嘉悦学園（以下、「当学園」という。）の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、太陽有限責任監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

- (1) 当学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適正でないと
言うべき事実は認められない。
- (2) 当学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

なお、以下の事項を、監事の意見としてここに付記する。

令和3年度は、今後予想される大きな経営環境の変化を見据えて策定された第二次中期計画の初年度に該当する年度であった。目標達成に向けて、アクションプラン毎に定められた実行チームによる自主的かつ積極的な取り組みやモニタリング委員会による評価がなされるなど、PDCA体制を確立すべく尽力されてきたところである。しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染症の影響などにより遂行に遅れが生じているものも見受けられるほか、大学の令和4年度入学者選抜においては、入学定員に達しない事態も生じている。こうした設置校が抱える重点課題に対しては、学園全体の問題として理事長の強力なリーダーシップや法人部門のサポート力が発揮されるよう期待する。

以上